4 輸国第第5910号

関税割当公表第73号の2

令和5年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号)第6条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)のうち学校等給食用のもの以外のもの(以下「学校等給食用以外の脱脂粉乳」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和5年4月3日

農林水產省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 学校等給食用以外の脱脂粉乳 (関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 別表第 1 第 0402.10 号、第 0402.21 号及び第 0402.29 号に規定するもの)
- 2 用途及び割当数量

(1) 配合飼料製造原料用 74,326トン

(2) 沖縄還元乳製造原料用 599トン

(3) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用48トン合計割当数量74,973トン

3 通関期限 令和6年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、令和5年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の 関税割当てについて(令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表 第73号)による。